

J A そでうらのご案内

ディスクロージャー誌

〈 令和6年度末 事業概況 〉



酒田市袖浦農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aそでうらは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた【J Aそでうらのご案内 ディスクロージャー誌 令和6年度末事業概況】を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 酒田市袖浦農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

【令和7年3月末】

◇設立	昭和23年7月
◇正式名称	酒田市袖浦農業協同組合
◇本店所在地	酒田市坂野辺新田字葉萱112
◇組合員数	1,551人
◇出資金	4億2,444万9千円
◇役員数	11人
◇職員数	60人
◇総資産	114億3,845万5千円
◇単体自己資本比率	20.15%

目 次

1. 令和7年度 事業推進基本方針について	5
2. 経営管理体制	5
3. 事業の概況（令和6年度）	5
4. 事業活動のトピックス	6
5. 農業振興活動	7
6. 地域貢献情報	7
経営者保証に関する取組方針	8
7. リスク管理の状況	9
8. 自己資本の状況	12
9. 主な事業の内容	13

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	15
2. 損益計算書	17
3. キャッシュ・フロー計算書	19
4. 注記表	21
5. 剰余金処分計算書	30
6. 部門別損益計算書	31
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	32

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	33
2. 利益総括表	33
3. 資金運用収支の内訳	34
4. 受取・支払利息の増減額	34

III 事業の概況

1. 信用事業取扱実績	35
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高および貸出金の条件別内訳残高	
② 貸出金の担保別内訳残高	
③ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
④ 貸出金の使途別内訳残高	
⑤ 貸出金の業種別残高	
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑩ 貸出金償却の額	

(3) 内国為替取扱実績	
2. 共済事業取扱実績	39
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱	40
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) その他事業の取扱実績	
4. 営農指導事業	42
IV 経営諸指標	
1. 利益率	42
2. 貯貸率・貯証率	43
V 自己資本充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	43
2. 自己資本の充実度に関する事項	45
3. 信用リスクに関する事項	51
4. 信用リスク削減手法に関する事項	57
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	62
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	62
7. CVA リスクに関する事項	62
8. マーケット・リスクに関する事項	62
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	63
10. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	63
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
12. 金利リスクに関する事項	65
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	66
2. 職員等	66
3. その他	66
【JAの概要】	
1. 機構図	68
2. 役員構成（役員一覧）	69
3. 組合員数	69
4. 組合員組織の状況	69
5. 特定信用事業代理業者の状況	69
6. 地区一覧	69
7. 沿革・あゆみ	69

8. 店舗等のご案内	69
金融商品の勧誘方針 サービス一覧表	70

1. 令和7年度 事業推進基本方針について

前期中期計画以降においても担い手農家・地域人口の減少は続き競争激化による事業利用者の減少など地域農業と組合をめぐる環境は厳しさを増しています。

これら状況を踏まえ令和7年度から実施する中期計画に従い、基本方針「稲作生産技術体制の再整備による収量増と販売強化、生産コスト削減による農業所得の拡大」については高温化を踏まえた「はえぬき」の増収体系の整備、園芸品目別の直販強化、コスト低減資材の取扱い拡大などを進めます。

また「事業間連携・情報共有に基づく個別提案活動の充実と事業利用の深耕による収支改善・財務健全性の向上」では、部門間の情報共有に基づく各種提案アプローチの実践のほか、令和7年度から米穀販売・園芸販売・農産物直売所の各販売手数料の引き上げ、一部組織について助成金の減額を実施いたします。

「改善目標の達成に向けた進捗管理強化」については、実施事項の中から重点テーマを「3カ年の重点取組み」として設定、行動計画を整え実施し進捗状況を組合員と共有しその意見等を事業運営に反映いたします。

【基本方針】

- 1 稲作生産技術体制の再整備による収量増と販売強化、生産コスト削減による農業所得の拡大をはかります。
- 2 事業間連携・情報共有に基づく個別提案活動の充実と事業利用の深耕による収支改善・財務健全性の向上に取組みます。
- 3 事業改善目標の達成に向けその取り組みの進捗管理を強化します。

2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員による総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年代表・女性代表の理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況(令和6年度)

令和6年度は国際的な紛争が長期化し先進諸国で保護主義的な動きが顕著になるなど経済活動における不安定さが増す一方で、国内では円安などによる物価上昇が続く個人消費が伸び悩むなか、安定的な経済成長に向け官民を挙げてコストの価格転嫁と人件費の引き上げが進められています。

農業政策においては国際紛争の拡大を踏まえた食料の安定供給と安全保障、持続可能な農業の前提となる適正な価格形成の推進などを柱として食料・農業・農村基本法が改正され、具体的施策の実施に向けて準備が進められています。

これらの情勢のもと、中期計画の最終年度として農業所得向上と地域農業の維持、事業基盤の強化に取り組めました。

農業生産では、7月の豪雨によって半作に満たない収量となる圃場が発生するなど管内全体でも1俵以上収量が減少する被害となりました。また倒木による園芸施設の損壊が発生している松枯れ対策の強化について国会議員などの関係機関に対し緊急要請を実施しています。

生産コスト対策として低価格肥料の新規取扱いを行ったほか省力化コスト低減のための施肥体系の見直しや予約資材等に対する事業分量配当を実施、農業所得の確保に向けては個別販売活動を強化するなど生産コストの価格転嫁に取り組めました。

令和6年産の主食用米価格は米不足の事態を受け一般主食用米の概算金を1万8千5百円と増額した後も価格上昇が続き備蓄米売渡しなど政府で対策をとる事態となっていますが、管内生産者の8割弱を占める園芸作物の販売価格はコスト増加分の一部を補うに止まり、作業労働力不足も深刻さを増し農業経営を圧迫する状況が続いています。

組合信用事業においては年金の取扱拡大とインターネットバンキングの利用促進などの取組みを行っていますが資金量は伸び悩み、共済事業では新規契約実績が計画を大きく下回る結果となり業務体制の再整備が必要となりました。

系統金融における資金運用を担う農林中央金庫においては欧米国債等の評価損処理による多額な赤字決算を行うとともに、本組合は全国会員と協調し財務健全化に向けた資本再構築依頼に応じ増額拠出を行っております。

また経済事業では、農産物直売所の販売額が堅調に推移、車両整備や燃料供給事業に関しても計画を上回る実績としたものの、施設資材や肥料などの生産資材事業で供給額が大きく減少しています。

以上のほか業務システム費用の増加が続いていますが、利用者へのアプローチ強化、新規商品の導入提案のほか事業管理費の削減に努めた結果、計画した剰余金を確保できたことから、配当金を含む剰余金処分案を提案することとなりました。

4. 事業活動のトピックス(令和6年度)

- 令和6年度は燃油や生産資材価格が高止まりするなか、市場や業者へ生産コストに見合うだけの販売単価設定の要請に努めました。販売単価はメロン、庄内柿、豆類、アンジェレトマト、パプリカ、ストック、ハボタンなど前年を大きく上回った品目が多くあった一方、花きにおいて前年を下回った品目があり販売力強化に課題を残すこととなりました。販売金額については7月の大雨や残暑の影響で出荷量が落ち込む品目もありましたが、前年比105%と伸ばす結果となりました。
- メロンについては部会活動と連携し仙台市内量販店で試食販売を行い販売促進に努めました。市場と事前に商談を行い、小玉傾向のなか概ね希望単価でシーズンを通して販売を行うことができました。またメロン、スイカともにふるさと納税を中心としたギフト販売を行い、多くの発注を受ける事ができました。
- 庄内柿については果実肥大がよくLサイズ以上が76%以上となり高い大玉比率となりました。市場販売、ギフト販売ともに好調な売れ行きとなり過去にないほどの高単価での販売となりました。

○米穀販売において令和5年産はインバウンド需要や一般消費が回復した一方で、夏場の高温による影響で収穫量が不足し需要に追いつかない事態が発生しました。直販で取扱いする米も不足が生じ、数量の制限をとる形での販売となりました。

6月には米の在庫量が不足する見通しのなか、6年産米の概算金が大幅に上がり、生産者手取りについても1俵2万円を超える見通しとなり、近年にない高値での支払いになる見込みです。

○生産資材価格情勢については、原料、物流、人件費など全てのコスト上昇による影響に円安基調も加わり依然として高止まりの状況が続いております。

価格高騰が続く中、農家コスト低減の取組としてJAオリジナル水稻基肥一発肥料「ニューフェイス500」の販売を行い、約2,000袋の実績となりました。引き続きコスト軽減に向けた取組を継続し実施いたします。

5. 農業振興活動

◇地域密着型金融への取組

- ・農業者等の経営支援に関する取組方針
- ・農業者等の経営支援に関する態勢整備
- ・地域活性化のための融資を始めとする支援
- ・担い手の経営のライフステージに応じた支援
- ・経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の取組

◇遊休農地解消への取組

- ・遊休化しつつある水田を解消・整備するため関係者で検討

◇地産地消・食育の取り組み

- ・青年部では、学童水田事業に取り組み地元小学校（十坂小・宮野浦小）の児童を対象にお米学習教室を継続実施
- ・農産物直売所“いちご畑”運営のほか、地元店舗（生協）で袖浦産農産物の販売

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動 ・交通安全協会へカーブミラー寄贈

◇地域貢献情報 ・農村芝居 黒森歌舞伎の後援 ・貸し農園の取り組み
・グラウンドゴルフ大会の開催

経営者保証に関する当 JA の取組み方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当 JA は本ガイドラインを遵守するための態勢整備を実施致しました。
当 JA は今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の促進について

法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する具体的な説明を行います。

保証金額の設定については、保証人に資産及び収入の状況や主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

農業者等から既存の保証契約の解除または変更の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。事業継承が行われたときは、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討し、その結果について主たる債務者及び後継者に対し丁寧かつ具体的な説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合は、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要経費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

以上

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応べく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所企画管理部に2次審査部門を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については債権管理委員会を設置し、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市

場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム・法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めております。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕 利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を順守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置付け、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともにコンプライアンスの推進を行

う、本所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0234-92-4750 月～金 8時30分～5時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

ア 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

イ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。

具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity-resolution-lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAのすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、**20.15%**となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

《普通出資による資本調達額》

項 目	内 容
発行主体	酒田市袖浦農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	424 百万円 (前年度 429 百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

■ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務 農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等へも必要な資金を貸出して地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等への代理貸付、個人向けローンも取り扱っております。

貸出商品一覧（種類、資金使途、融資金額、融資期間）

◇為替業務 全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

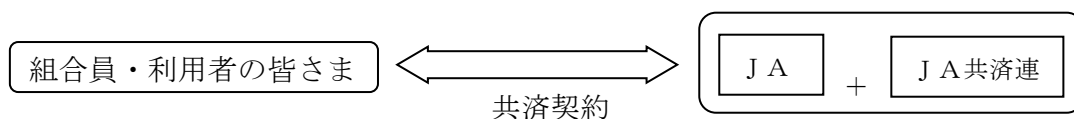
◇その他の業務及びサービス 当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。また全国のJ Aでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、いろいろなサービスに努めています。

■ 共済事業

J A共済は、組合員はじめ地域の皆様の幸せを目指す農協の総合事業の一環として、生命保障と損害保障の両方を取り扱っております。組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障できますので、日常生活で必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A共済の窓口です。

J A共済連 : J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

■ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。組合員の生産した農産物を共同販売しより有利な価格を実現しようとするのが J A の販売事業です。販売活動の過程で、需給調整や付加価値向上のため一定期間貯蔵や保管する場合があります。

■ 購買事業

組合員が農業生産に必要な生産資材や、地域住民の必要とする生活資材を有利（低価格・安全・良質）に供給する事業です。肥料・農薬・農業機械といった営農活動に必要な品目の供給と、食材から自動車などの耐久消費財、ガソリン・灯油など生活に必要な様々な品目の供給を行っています。

(2) システムセーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと

「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、①個々の J A の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金全高は 2024 年 3 月末で 4,785 億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

【令和7年3月31日現在】

(単位：千円)

資産の部			
科 目	5 年度	6 年度	摘 要
1. 信用事業資産	9,037,273	9,294,818	
(1) 現金	107,221	137,213	年度末(3/31)現在で組合にある現金や小切手の額
(2) 預金	5,396,057	5,520,590	組合で金融機関に預けている預金の額
系統預金	5,320,820	5,463,318	系統機関に預けている預金の額
系統外預金	75,237	57,272	系統機関外に預けている預金の額
(3) 貸出金	3,542,705	3,648,612	皆様に融資している額
(4) その他の信用事業資産	10,235	8,220	信用事業に係るその他の資産の額
未収収益	2,716	4,514	信用事業に係る期末までに受入れしていない利息の額
その他の資産	7,519	3,706	信用事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△18,945	△19,817	信用事業に係る貸倒による損失に備えるための引当金の額
2. 共済事業資産	57	76	
(1) その他共済事業資産	57	76	共済事業に係るその他の資産の額
3. 経済事業資産	553,553	550,357	
(1) 経済事業未収金	353,288	339,353	経済事業に係る未収金の額
(2) 経済受託債権	98,092	126,868	経済事業に係る未精算の額
(3) 棚卸資産	76,781	72,409	
購買品	74,663	70,386	購買品等の在庫品の額
その他の棚卸資産	2,118	2,023	上記以外の棚卸資産の額
(4) その他の経済事業資産	27,064	14,284	経済事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△1,672	△2,557	経済事業に係る貸倒による損失に備えるための引当金の額
4. 雑資産	53,003	47,491	
(1) 未収金	21,509	20,095	各事業に直接関連しない未収金、立替金等の額
(2) その他雑資産	31,494	27,396	
5. 固定資産	619,478	593,113	
(1) 有形固定資産	616,781	591,436	土地や建物等の有形固定資産の額
建物	891,959	893,809	建物の取得金額
機械装置	437,539	439,043	機械装置の取得金額
土地	331,503	328,881	事務所、倉庫等の土地の取得金額
その他の有形固定資産	253,742	251,379	構築物、器具・備品、車両運搬具等の取得金額
減価償却累計額	△1,297,962	△1,321,676	固定資産に対する毎年の償却を積み立てた累計額
(2) 無形固定資産	2,697	1,677	特許権やソフトウェア等の無形固定資産の額
6. 外部出資	1,064,016	918,016	外部機関に出資している額
系統出資	1,036,035	890,035	系統関係機関への出資金の額
系統外出資	27,981	27,981	系統関係機関以外への出資金の額
7. 繰延税金資産	33,604	34,579	将来の課税所得の計算上、減産効果のある一時差異等に係る税効果相当額
資 産 の 部 合 計	11,360,984	11,438,450	

負債の部			
科 目	5 年度	6 年度	摘 要
1. 信用事業負債	9,651,777	9,744,299	
(1) 貯金	9,629,008	9,719,119	皆様からお預かりしている貯金等の額
(2) その他の信用事業負債	22,769	25,180	信用事業に係るその他の負債の額
未払費用	1,190	2,615	当期の費用のうち貯金や借入金の未払利息等の額
その他の負債	21,579	22,565	上記以外の信用事業に係るその他の負債の額
2. 共済事業負債	62,905	47,885	
(1) 共済資金	30,485	16,025	共済資金のうちまだ共済連に送金していない額及びまだ契約者に送金していない額
(2) 未経過共済付加収入	32,420	31,860	共済付加収入のうち次年度に繰り越す額
3. 経済事業負債	218,992	218,809	
(1) 経済事業未払金	110,818	108,899	購買品、販売品を購入しまだ支払っていない額
(2) 経済受託債務	47,373	49,459	販売代金等の未精算の額
(3) その他の経済事業負債	60,801	60,451	経済事業に係るその他の負債の額
4. 雑負債	64,749	62,428	
(1) 未払法人税等	11,568	12,217	法人税・住民税等の未払額
(2) その他負債	53,181	50,211	各事業に直接関連しないその他の負債の額
5. 諸引当金	123,735	124,124	
(1) 賞与引当金	8,822	8,743	職員に支給する賞与の引当金の額
(2) 退職給付引当金	96,124	94,090	職員の退職給付債務に係る引当金の額
(3) 役員退職慰労引当金	18,789	21,291	役員退職慰労引当金規程に基づき算出した引当金の額
6. 再評価に係る繰延税金負債	25,931	26,606	再評価差額に係る繰延税金負債の額
負 債 の 部 合 計	10,148,089	10,224,151	
純資産の部			
1. 組合員資本	1,170,259	1,172,337	
(1) 出資金	429,804	424,449	皆様から出資いただいている額
(2) 利益剰余金	745,768	751,593	
利益準備金	515,000	522,000	経営安定のため法令で定められている準備金
その他利益剰余金	230,768	229,593	
経営安定対策積立金	70,000	76,000	固定資産の更新、処分、減損処理その他会計基準の適用等による費用の積立金
特別積立金	101,662	106,662	剰余金の中から今後の経営安定のために積立している額
当期末処分剰余金	59,106	46,931	前年度繰越剰余金に当期剰余金を加えた額
(うち当期剰余金)	30,386	18,129	当年度の剰余金の額
(3) 処分未済持分	△5,313	△3,705	組合員の任意脱退により買入れた持ち分の額
2. 評価・換算差額等	42,636	41,962	
(1) 土地再評価差額金	42,636	41,962	土地の再評価による差額金（繰延税金負債を除く）の額
純 資 産 の 部 合 計	1,212,895	1,214,299	
負債及び純資産の部合計	11,360,984	11,438,450	

2. 損益計算書

【事業期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日】

(単位：千円)

科 目	5 年度	6 年度	摘 要
1. 事業総利益	442,397	432,020	各事業の総利益の合計の額
事業収益	1,452,000	1,411,278	各事業の収益を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
事業費用	1,009,603	979,258	各事業の費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
(1) 信用事業収益	75,826	81,695	信用事業にかかる収益の額
資金運用収益	67,671	72,700	預金・貸出金資金運用にかかる受入利息等の合計額
(うち預金利息)	(25,415)	(35,672)	金融機関に預けている預金の利息の額
(うち貸出金利息)	(40,138)	(36,788)	皆様への融資に対する受入利息の額
(うちその他受入利息)	(2,118)	(240)	その他の受入利息の額
役務取引等収益	5,465	5,367	為替業務や業務委託契約に基づく受入手数料の額
その他経常収益	2,690	3,628	その他の経常的収益で他の科目に属さない収益の額
(2) 信用事業費用	9,609	15,472	信用事業にかかる費用の額
資金調達費用	1,549	6,601	資金調達にかかる支払利息及び備金繰入の合計額
(うち貯金利息)	(1,274)	(6,518)	皆様からお預かりしている貯金に対する支払利息の額
(うち給付補填備金繰入)	(30)	(29)	皆様からお預かりしている定期積金に対する利息相当額の繰入額
(うちその他支払利息)	(245)	(54)	その他の支払利息の額
役務取引等費用	1,583	1,554	支払手数料の金額
その他経常費用	6,477	7,317	その他の経常的費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金繰入額)	(△1,427)	(△871)	貸倒による損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
信用事業総利益	66,217	66,223	信用事業の総利益の額
(3) 共済事業収益	74,728	70,435	共済事業にかかる収益の額
共済付加収入	70,363	65,433	共済契約にかかる受入事務手数料等の額
その他の収益	4,365	5,002	共済事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(4) 共済事業費用	1,440	1,370	共済事業にかかる費用の額
共済推進費	127	93	新契約を推進するために要する費用の額
その他の費用	1,313	1,277	共済事業にかかるその他の費用で他の科目に属さない費用の額
共済事業総利益	73,288	69,065	共済事業の総利益の額
(5) 購買事業収益	1,183,431	862,269	購買事業にかかる収益の額
購買品供給高	1,117,555	800,152	買取購買品の供給高の額
購買手数料	25,668	21,833	購買事業の受取手数料の額
修理サービス料	23,893	25,138	修理整備にかかる料金の受入れ額
その他の収益	16,315	15,146	購買事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(6) 購買事業費用	985,456	703,754	購買事業にかかる費用の額
購買品供給原価	954,907	686,547	買取購買品の供給原価
購買品供給費	18,386	3,456	購買品の供給に係る費用の額
その他の費用	12,163	13,751	購買事業にかかるその他の費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金繰入額)	(△1,166)	(885)	貸倒による損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
購買事業総利益	197,975	158,515	購買事業の総利益の額
(7) 販売事業収益	63,794	343,186	販売事業にかかる収益の額
販売品販売高		280,186	販売品の販売高
販売手数料	50,728	49,620	受託販売事業の受入手数料の額
その他の収益	13,066	13,380	販売事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(8) 販売事業費用	675	247,273	販売事業にかかる費用の額
販売事業総利益	63,119	95,913	販売事業の総利益の額
(9) 保管事業収益	20,849	19,825	保管事業にかかる収益の額
(10) 保管事業費用	3,469	2,673	保管事業にかかる費用の額
保管事業総利益	17,380	17,152	保管事業の総利益の額
(11) 加工事業収益	223	214	加工事業にかかる収益の額
(12) 加工事業費用	0	0	加工事業にかかる費用の額

加工事業総利益		223	214	加工事業の総利益の額
	(13) 農地利用集積円滑化事業収益	1,340	1,045	利用事業にかかる収益の額
	(14) 農地利用集積円滑化事業費用	1,312	1,017	利用事業にかかる費用の額
農地利用集積円滑化事業総利益		28	28	利用事業の総利益の額
	(15) 農産物直売所事業収益	25,833	27,057	産直「いちご畑」に係る収益の額
	(16) 農産物直売所事業費用	2,221	2,197	産直「いちご畑」に係る費用の額
農産物直売所事業総利益		23,612	24,860	
	(17) 指導事業収入	5,976	5,552	指導事業にかかる収入の額
	(18) 指導事業支出	5,421	5,502	指導事業にかかる支出の額
指導事業収支差額		555	50	指導事業の総利益の額
2. 事業管理費		433,210	426,776	
	(1) 人件費	314,295	307,297	役員報酬、職員給与、福利厚生費等の人件費の額
	(2) 業務費	42,896	43,644	会議費、消耗品費、通信費等の業務費の額
	(3) 諸税負担金	12,975	13,176	租税公課等の各種負担金の額
	(4) 施設費	61,597	60,934	減価償却費、水道光熱費等の施設費の額
	(5) その他事業管理費	1,447	1,725	その他事業に直接関係しない費用の額
事業利益		9,187	5,244	事業総利益から事業管理費を差し引いた額
3. 事業外収益		44,715	36,287	
	(1) 受取雑利息	74	74	信用事業・共済事業に係る利息以外の利息の額
	(2) 受取出資配当金	17,230	8,314	外部出資に対する配当金の受入額
	(3) 賃貸料	24,805	24,622	有形固定資産の賃貸料の額
	(4) 雑収入	2,606	3,277	事業外収益のうち他の科目に属さない収入の額
4. 事業外費用		21,438	20,429	
	(1) 寄付金	255	240	寄付金の額
	(2) 雑損失	4,127	3,422	事業外費用のうち、他の科目に属さない費用の額
	(3) 貸与資産費用	17,056	16,767	賃貸している建物等施設の当期償却費
経常利益		32,464	21,102	事業利益に事業外収益・費用を加減算した額
5. 特別利益		1,341	8	
	(1) 臨時収入	1,341	8	臨時的な収入の額
	(2) 一般補助金	0	0	国、地方公共団体からの補助金の額
6. 特別損失		911	0	
	(1) 臨時損失	0	0	臨時的な損失の額
	(2) 減損損失	0	0	土地・建物の減損の額
	(3) 固定資産処分損	0	0	固定資産の処分損の額
	(4) 固定資産圧縮損	911	0	固定資産の圧縮損の額
税引前当期利益		32,894	21,110	経常利益に特別利益・損失を加減算した額
法人税、住民税及び事業税		7,018	3,955	国、県、市町村に支払う税金の額
過年度法人税、住民税及び事業税		△3,196	0	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
法人税等調整額		△1,314	△974	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
法人税等合計額		2,508	2,981	法人税、純民税及び事業税並びに法人税等の合計額
当期剰余金		30,386	18,129	当期の利益に相当する額
当期首繰越剰余金		28,720	28,802	前期から繰り越した剰余金の額
当期末処分剰余金		59,106	46,931	当期の未処分剰余金の額

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

第3 キャッシュ・フロー計算書(間接法)

令和 6 年度 [令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで]

(単位:千円)

科目	金額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	2,981
減価償却費	21,047
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,756
賞与引当金の増減額(△は減少)	-79
退職給付引当金の増減額(△は減少)	468
その他引当金等の増減額(△は減少)	0
信用事業資金運用収益	-72,700
信用事業資金調達費用	6,601
共済貸付金利息	0
共済借入金利息	0
受取雑利息及び受取出資配当金	-8,388
支払雑利息	0
為替差損益(△は益)	0
有価証券関係損益(△は益)	0
外部出資関係損益(△は益)	0
固定資産売却損益(△は益)	-8
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	0
圧縮損計上以外一般補助金	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	
貸出金の純増(△)減	-105,907
預金の純増(△)減	0
貯金の純増減(△)	90,111
信用事業借入金の純増減(△)	0
その他の信用事業資産の増(△)減	3,456
その他の信用事業負債の増減(△)	968
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	
共済貸付金の純増(△)減	0
共済借入金の純増減(△)	0
共済資金の純増減(△)	-14,460
未経過共済付加収入の純増減(△)	-560
その他共済事業資産の増(△)減	0
その他共済事業負債の増減(△)	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	13,935
経済受託債権の純増(△)減	-28,776
棚卸資産の純増(△)減	2,666
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	-1,919
経済受託債務の純増減(△)	1,696
その他経済事業資産の増(△)減	-1
その他経済事業負債の増減(△)	0
(その他の資産及び負債の増減)	
その他の資産の増(△)減	20,356
その他の負債の増減(△)	-2,886
未払消費税等の増減額(△は減少)	0
信用事業資金運用による収入	70,898
信用事業資金調達による支出	-5,199
共済貸付金利息による収入	-18
共済借入金利息による支出	0
事業分量配当金の支払額	-8,059
小 計	-12,021

雑利息及び出資配当金の受取額	8,388
雑利息の支払額	0
法人税等の支払額	-3,306
事業活動によるキャッシュ・フロー	-6,939
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	18,131
有価証券の売却・償還による収入	0
補助金の受入れによる収入	0
固定資産の取得による支出	-10,323
固定資産の売却による収入	-31,778
有形固定資産の除去による支出	0
外部出資による支出	0
外部出資の売却等による収入	146,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	122,030
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
設備借入れによる収入	0
設備借入金の返済による支出	0
出資の受入による収入	0
出資の払戻しによる支出	5,355
持分の取得による支出	3,705
持分の譲渡による収入	-5,313
出資配当金の支払額	-4,245
その他財務活動による資本の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-498
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	4,934,525
6 現金及び現金同等物の期首残高	723,278
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,657,803

4. 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券 ・ 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（生産資材商品・農機車輛商品・給油所商品・地域生活商品）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（米穀販売商品）

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（園特直販商品）

最終仕入れ原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

上記以外の棚卸資産

最終仕入れ原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金（農協法第 11 条の 34 第 1 項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引き当て基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は平均残存期間の貸倒実績または貸倒実績を基礎とした貸倒実績率又は貸倒確立の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めこれに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、販売の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に講じて収益を認識しております。

ニ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 農地利用集積円滑化事業

農地所有者及び当該農地の耕作希望者の委任に基づき行う農地の利用権設定の仲介サービスによるものであり、所有者等との契約に基づいて当該役務を提供する利用義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、当組合の仲介サービス実施にあたり当該契約の保全・管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ヘ 農産物直売所事業当該施設

当組合が設けた直売所において、組合員が生産し直売所に陳列した農産物が利用者に販売されるよう手配する事業であり、当組合は生産者との契約に基づいて当該施設を提供する義務を負っております。この生産者に対する履行義務は当該陳列物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ト 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

なお、該当しない欄は、「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に関する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概産金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受け金含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概産金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 34,579 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度衣以降において将来減算一次差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況に影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した額 20,618 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 21,782 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 13,483 千円 機械装置 5,534 千円 その他 2,765 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち、1,000,000 千円を J Aバンク相互援助制度のための担保に、600,000 千円を為替決済の担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 56,761 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破綻更生債権およびこれらに準ずる債権額は 75,157 千円、危険債権額は 48,778 千円です。

なお、破綻更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権です。

また、危険債権とは債権者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破綻更生債権及これらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞先兼および貸出条件緩和債権額の合計は 123,935 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額合計額を下回る金額は 5,287 千円です。

③ 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業

用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金、借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 664 千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	5,520,590	5,509,811	△10,779
貸出金	3,648,612	-	-
貸倒引当金（*1）	△19,817	-	-
貸倒引当金控除後	3,628,795	3,605,157	△23,638
経済事業未収金	339,353	-	-
貸倒引当金（*2）	△2,557	-	-
貸倒引当金控除後	336,796	336,796	-
経済受託債権	126,868	126,868	-
資産計	9,613,049	9,578,632	△34,417
貯金	9,719,119	9,686,072	△33,047
経済事業未収金	108,899	108,899	-
雑負債（*3）	1,555	1,555	-
負債計	9,829,573	9,796,526	△33,047

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*3）雑負債のうち、職員預り金であります。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額

によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

ハ 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	918,016
合 計	918,016

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,520,590	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	424,445	217,699	202,727	188,088	173,073	2,390,658
経済事業未収金(*3)	314,352	-	-	-	-	-
合 計	6,259,387	217,699	202,727	188,088	173,073	2,390,658

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 169,346 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 37,036 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 23,789 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	8,417,696	554,106	489,142	46,940	210,055	1,180
雑負債(*2)	1,555	-	-	-	-	-
合 計	8,419,251	554,106	489,142	46,940	210,055	1,180

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。(*2) 雑負債のうち、職員預り金であります。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	96,124 千円
退職給付費用	10,286 千円
退職給付の支払額	△5,444 千円
特定退職共済制度への拠出額	△6,876 千円
期末における退職給付引当金	94,090 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	275,728 千円
特定退職共済制度	△181,638 千円
退職給付引当金	94,090 千円

(4) 退職給付に関する損益

勤務費用	10,286 千円
退職給付費用	10,286 千円

なお、特定退職共済制度への拠出金 6,876 千円は「厚生費」で処理しております。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金▲2 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,009 千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	26,609 千円
未払事業税	277 千円
個別貸倒引当金超過額	2,850 千円
賞与引当金超過額	2,418 千円
役員退職慰労引当金超過額	6,043 千円
減損損失（償却資産）	23,871 千円
減損損失（土地）	13,251 千円
貸付金未収利息不計上額	847 千円
営農改善上否認	451 千円

職員組合助成	1,385 千円
未払賞与	2,274 千円
業務上繰越欠損金	1,011 千円
繰延税金資産小計	81,287 千円
評価性引当額	△46,653 千円
繰延税金資産合計（A）	34,634 千円
繰延税金負債	
全農合併交付金	△56 千円
繰延税金負債合計（B）	△56 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	34,579 千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期の「法廷実効税率」と「税効果会計適用後の法人税の負担率」の差が法廷実効税率の100分の5を超えていないため記載しておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、酒田市において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
62,629	58,586

（注1） 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2） 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

8. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の収益計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目		5 年度	6 年度
1. 当期末処分剰余金		59,105,872	46,931,391
2. 剰余金処分額		30,303,764	19,207,440
	(1) 利益準備金	7,000,000	5,000,000
	(2) 出資配当	4,244,910	4,207,440
	(3) 任意積立金	11,000,000	10,000,000
	内訳 特別積立金	(5,000,000)	(5,000,000)
	経営安定対策積立金	(6,000,000)	(5,000,000)
(4) 事業分量配当		8,058,854	0
3. 次期繰越剰余金		28,802,108	27,723,951

注 1 任意積立金の経営安定対策資金（目的積立金）の積立目的、積立目標額、取崩基準は以下の通りです。

名 称	経営安定対策積立金
積立目的	経営基盤に影響を与える将来的なリスクの発生に備えることを目的とする
積立目標額	120,000,000 円（剰余金処分後残高 81,000,000 円）
取崩基準	次のような支出があった年度の決算期に当該支出金を取り崩す ① 会計基準変更等により多額の損失が生じたとき ② 固定資産の更新、処分、減損損失により多額の損失が生じたとき ③ 債権の償却により多額の損失が生じたとき

注 2 出資配当は年度末出資金に対して 1 % の割合です。

注 3 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるため繰越金 2,000,000 円が含まれています。

6. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 活 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事業収益 ①	1,411,278	81,695	70,435	950,319	303,277	5,552	
事業費用 ②	979,258	15,472	1,370	737,527	219,387	5,502	
事業総利益③ (①－②)	432,020	66,223	69,065	212,792	83,890	50	
事業管理費 ④	426,776	66,182	52,946	200,137	80,672	26,839	
（うち減価償却費⑤）	21,048	2,714	651	14,008	3,407	268	
（うち人件費 ⑤'）	307,297	34,275	43,318	146,892	59,546	23,266	
うち共通管理費⑥		14,309	9,501	38,997	15,299	2,416	△80,522
（うち減価償却費⑦）		610	405	1,664	652	103	△3,434
事業利益 ⑧ (③－④)	5,244	41	16,119	12,655	3,218	△26,789	
事業外収益 ⑨	36,287	5,399	9,385	14,795	5,795	913	
うち共通分 ⑩		5,399	3,585	14,714	5,772	912	△30,382
事業外費用 ⑪	20,429	3,630	2,411	9,893	3,882	613	
うち共通分 ⑫		3,630	2,411	9,893	3,882	613	△20,429
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	21,102	1,810	23,093	17,557	5,131	△26,489	
特別利益 ⑭	8	1	1	4	2	0	
うち共通分 ⑮		1	1	4	2	0	△8
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	21,110	1,811	23,094	17,561	5,133	△26,489	
営農指導事業分配賦額⑲		3,502	3,589	12,884	6,514	△26,489	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	21,110	△1,691	19,505	4,677	△1,381		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

○共通管理費（人頭割＋共通管理費配布前の人件費を除いた、事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

○事業外収益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○事業外費用の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○特別利益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○特別損失の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

(2) 営農指導事業 均等割（50％）＋事業総利益割（50％）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 活 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	17.77	11.80	48.43	19.00	3.00	100.00
営 農 指 導 事 業	13.22	13.55	48.64	24.59		100.00

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 活 事 業	営農指導 事 業	共 通 資 産
事業別の 総資産	11,438,450	9,294,818	76	587,661	10,187	0	1,545,708
※総資産 (うち固定資産)	11,438,450 (590,043)	9,569,490 (87,407)	182,470 (56,540)	1,336,247 (339,871)	303,871 (91,933)	46,372 (14,292)	

※下段の総資産は共通資産配分後であります。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法 施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月22日
酒田市袖浦農業協同組合
代表理事組合長 五十嵐良弥

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益（事業収益）	1,526	1,393	1,448	1,452	1,411
信用事業収益	75	76	78	76	82
共済事業収益	82	81	77	75	70
農業関連事業収益	968	922	976	994	950
その他事業収益	401	314	311	307	308
経常利益	36	39	45	33	21
当期剰余金（△損失）	27	28	33	30	18
出資金	428	425	425	429	424
出資口数	142,641	141,653	141,775	143,268	141,483
純資産額	1,152	1,176	1,197	1,197	1,214
総資産額	10,998	11,211	11,433	11,360	11,438
貯金等残高	9,298	9,441	9,646	9,629	9,719
貸出金残高	1,982	3,133	3,644	3,542	3,648
剰余金配当金額	14	27	33	30	19
出資配当額	8	8	8	4	4
利益準備金	6	6	7	7	5
事業利用分量配当額	-	3	8	8	0
任意積立金	-	10	10	11	10
職員数	63	63	61	61	60
単体自己資本比率	17.08	17.57	17.88	18.25	20.15

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	5年度	6年度	増 減
資金運用収支	66	66	0
役務取引等収支	4	4	0
その他信用事業収支	△4	△4	0
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	66 (0.73)	66 (0.71)	0 (△0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	443 (3.90)	426 (3.72)	△17 (△0.18)
事業純益	12	2	△10
実質事業純益	24	14	△10
コア事業純益	24	14	△10
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	24	14	△10

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－信金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝（その他事業直接収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高＊100

5. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益勘定－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用勘定＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高＊100

6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項 目	5 年度			6 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	9,000	65	0.72	9,060	70	0.77
うち預金	5,350	26	0.48	5,515	34	0.61
うち貸出金	3,650	40	1.08	3,545	36	1.01
資金調達勘定	9,706	2	0.02	9,657	6	0.06
うち貯金・定期積金	9,706	2	0.02	9,657	6	0.06
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	－	－	－	－	－	－
総資金利ざや	－	64	0.17	－	64	0.18

（注） 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

3. ＊経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

＊信用部門の事業管理費は、部門別損益計算書における共通管理費配賦前の数値による。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	5 年度増減額	6 年度増減額
受 取 利 息	1	7
うち預金	0	10
うち有価証券	－	－
うち貸出金	1	△3
支 払 利 息	1	5
うち貯金・定期積金	1	5
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	0	0
差 引	0	0

（注） 1. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業取扱実績

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
流 動 性 貯 金	4,949(51.1)	5,059(52.3)	110
当座貯金	0(0.0)	0(0.0)	0
普通貯金	4,946(99.9)	5,057(99.9)	110
貯蓄貯金	2(0.0)	2(0.0)	0
通知貯金	0(0.0)	0(0.0)	0
定 期 性 貯 金	4,718(48.7)	4,596(47.5)	△121
定期貯金	4,617(97.8)	4,524(98.4)	△92
うち固定自由金利定期	4,615(99.9)	4,520(99.9)	△94
うち変動自由金利定期	2(0.0)	3(0.0)	0
定期積金	100(2.1)	71(1.5)	△28
そ の 他 の 貯 金	1(0.0)	1(0.0)	0
合 計	9,668(100.0)	9,657(100.0)	△10
財形貯蓄	15	15	0

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比。「うち固定自由金利定期」、「うち変動自由金利定期」は定期貯金内の構成比。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
定期貯金	4,606(100.0)	4,524(100.0)	△92
うち固定自由金利定期	4,604(99.9)	4,520(99.9)	△94
うち変動自由金利定期	2(0.0)	3(0.0)	1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. () 内は構成比です。

3. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高および貸出金の条件別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
手形貸付	1(0.0)	1(0.0)	0
証書貸付	3,348(91.7)	3,224(90.9)	△124
当座貸越	174(4.7)	170(4.8)	△4
金融機関貸付	124(3.3)	148(4.1)	24
合 計	3,649(100.0)	3,544(100.0)	△104
うち固定金利貸出	1,270(34.8)	1,144(32.2)	△125
うち変動金利貸出	2,204(60.4)	2,168(61.1)	△36
うちその他	174(4.7)	231(6.5)	57

(注) () 内は構成比です。「うちその他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの。

② 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
貯金・定期積金等	6	6	0
有価証券	0	0	0
動 産・不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
計	7	6	△1
保 証	2,595	2,535	△59
農業信用基金協会保証	2,317	2,253	△63
県保証センター	0	0	0
信 用	940	1,106	166
合 計	3,542	3,648	105

③ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

④ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
近代化資金	34(0.9)	28(0.7)	△5
その他制度資金	0(0.0)	0(0.0)	0
農業設備資金	190(5.3)	176(4.8)	△13
農業運転資金	214(6.0)	198(5.4)	△16
事業設備資金	13(0.3)	12(0.3)	△1
事業運転資金	889(25.0)	1,058(29.0)	169
住宅関連資金	2,027(57.2)	1,986(54.4)	△41
生活関連資金	168(4.7)	181(4.9)	12
その他	5(0.1)	6(0.1)	1
合計	3,542(100.0)	3,648(100.0)	105

⑤ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
農 業	676(19.0)	634(17.3)	△42
林 業	0(0.0)	0(0.0)	0
水 産 業	0(0.0)	0(0.0)	0
製 造 業	213(6.0)	210(5.7)	△3
鉱 業	1(0.0)	0(0.0)	△1
建 設	315(8.8)	301(8.2)	△14
不 動 産 業	0(0.0)	0(0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	35(0.9)	33(0.9)	△1
運輸・通信業	47(1.3)	45(1.2)	△1
卸売・小売・飲食業	9(0.2)	12(0.3)	3
サービス業	390(11.0)	380(10.4)	△10
金融・保険業	155(4.3)	394(10.8)	238
地方公共団体	757(21.3)	687(18.8)	△70
その他(うち個人)	912(25.7)	923(25.3)	10
その他(うち法人)	27(0.7)	24(0.6)	△2
合 計	3,542(100.0)	3,648(100.0)	105

(注) () 内は構成比です。

⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

(a) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類		5 年度	6 年度	増 減
農 業		426	402	△24
	穀 作	28	34	6
	野菜・園芸	205	188	△17
	果樹・樹園農業	14	12	△2
	工芸作物	0		
	養豚・肉牛・酪農	0		
	養鶏・養卵	0		
	その他農業	179	168	△11
農業関連団体等		0		
合 計		426	402	△24

注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

4. 「(1)営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の農業の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

(b) 資金種類別

(単位：百万円)

種 類		5 年度	6 年度	増 減
プロパー資金		380	363	△17
農業制度資金		46	39	△7
	農業近代化資金	34	28	△6
	その他制度資金	12	10	△2
合 計		426	402	△24

注 1. プロパー資金とは当組合原資の資金を融資しているもののうち制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく
債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	5年度	50,519	22,048	20,139	8,332	50,519
	6年度	75,157	22,239	44,034	8,882	75,157
危険債権	5年度	48,235	17,500	30,735	0	48,235
	6年度	48,778	17,500	31,278	0	48,778
要管理債権	5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
三月以上 延滞債権 貸出条件 緩和債権	5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
小 計	5年度	98,754	39,548	50,874	8,332	98,754
	6年度	123,935	39,739	75,313	8,882	123,935
正常債権	5年度	3,446,131				
	6年度	3,526,995				
合 計	5年度	3,544,885	39,548	50,874	8,332	98,754
	6年度	3,650,931	39,739	75,313	8,882	123,935

- 注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5 年度					6 年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	12.8	12.8	0	12.8	12.0	12.0	12.3	0	12.0	12.3
個別貸倒引当金	10.4	8.6	0	10.4	8.6	8.6	10.0	0	8.6	10.0
合 計	23.2	20.6	0	23.2	20.6	20.6	22.3	0	20.6	22.3

⑩ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	5 年度	6 年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		5 年度		6 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	2,720	15,150	2,608	14,845
	金 額	1,989,605	2,476,830	1,636,952	2,288,108
雑 為 替	件 数	69	16	78	5
	金 額	5,878	8,123	20,634	30,240
合 計	件 数	2,789	15,166	2,686	14,850
	金 額	1,995,483	2,484,953	1,657,586	2,318,348

(4) 有価証券に関する指標

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		5 年度		6 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済		568,774	13,573,895	238,633	12,599,242
終身共済		267,496	8,733,244	109,287	8,290,915
定期生命共済		-	225,000	71,000	295,000
養老生命共済		58,640	3,867,793	32,500	3,299,658
うちこども共済		10,800	1,377,700	22,000	1,260,200
医療共済		7,000	106,400	10,000	113,400
がん共済		-	16,500	-	16,000
定期医療共済		-	130,200	-	108,700
介護共済		39,400	226,248	13,300	213,418
認知症共済		-	-	-	-
生活障害共済		-	-	-	-
年金共済		6,238	268,510	2,546	262,151
建物更生共済		2,220,150	19,598,810	1,607,610	19,569,050
合 計		2,788,924	33,172,705	1,846,243	32,168,292

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む））を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	5	2,690	0	2,398
が ん 共 済	87	994	13	1,044
定期医療共済	-	214	-	184
合 計	92	3,898	13	3,626

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	60,792	375,218	20,273	361,356
認知症共済	32,500	44,800	14,000	90,800
生活障害共済（一時金型）	10,000	20,100	0	28,900
生活障害共済（定期年金型）	4,400	14,340	1,700	18,100
特定重度疾病共済	4,100	40,100	10,300	49,300

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	6,238	156,217	2,546	150,039
年金開始後	-	112,292	-	112,111
合 計	6,238	268,510	2,546	262,150

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	3,008,720	3,640	2,870,400	3,411
自動車共済		74,250		77,298
傷害共済	13,211,500	3,549	7,099,000	3,305
賠償責任共済		193		339
自賠責共済		7,719		7,914
合 計		89,351		92,267

(注) 金額は保障金額を表示しています。ただし、自動車、賠償責任、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

(単位：千円、%)

種 類		供給高		前年比
		5 年度	6 年度	
生産資材	肥 料	129,790	124,213	95.7
	農 薬	89,555	88,959	99.3
	生 産	35,713	34,914	97.8
	種 苗	106,648	103,664	97.2
	農 具	6,411	7,122	111.1
	施 設	112,651	89,237	79.2
	出荷資材	81,155	86,270	106.3

計		561, 923	534, 379	95. 1
農 機 車 輛	大型農機	15, 646	9, 345	59. 7
	小型農機	13, 366	14, 011	104. 8
	車 輛	86, 001	40, 428	47. 0
	自動車部品	10, 290	10, 026	97. 4
	農機部品	8, 862	9, 384	105. 9
	外 注	18, 446	13, 817	74. 9
計		152, 611	97, 011	63. 6
給 油 所	揮発油	77, 646	75, 749	97. 6
	灯 油	70, 801	75, 394	106. 5
	重・軽油	70, 975	72, 130	101. 6
	オイルほか	6, 817	6, 909	101. 3
	プロパン	30, 863	29, 481	95. 5
	器 具	2, 881	3, 871	134. 4
計		259, 983	263, 534	101. 4
生 活	冠婚葬祭	26, 364	21, 355	81. 0
	組織購買耐久	13, 308	11, 898	89. 4
	住宅関連	3, 193	14, 182	444. 2
計		42, 865	47, 435	1107
販 売	米	153, 895	156, 651	101. 7
	青果物	139, 200	123, 998	88. 8
計		293, 095	280, 649	95. 5
合 計		1, 310, 477	1, 223, 008	93. 3

(2) 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	5 年度		6 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
出荷契約米	270, 886	15, 276	349, 205	12, 596
くず米	3, 037	306	3, 162	220
加工用米	38, 832	1, 048	37, 836	1, 022
そば	57	2	200	5
果蔬菜	691, 440	20, 743	695, 658	20, 871
果樹	33, 518	1, 005	50, 072	1, 502
花卉	336, 449	10, 094	365, 863	10, 975
市場外販売	－	2, 253	－	2, 429
合 計	1, 374, 219	50, 728	1, 501, 996	49, 615

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収益	保 管 料	5,167	5,666
	荷 役 料	2,269	1,723
	そ の 他	13,413	12,436
	計	20,849	19,825
費用	倉 庫 労 務 費	2,650	1,826
	そ の 他 の 費 用	819	847
	計	3,469	2,673
差 引		17,380	17,152

(4) その他事業

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収益	加 工 収 益	223	214
	農地利用集積円滑化事業収益	1,340	1,045
	直売所事業収益	25,833	27,057
	計	27,396	28,316
費用	加 工 費 用	-	-
	農地利用集積円滑化事業費用	1,312	1,017
	直売所事業費用	2,221	2,197
	計	3,533	3,214
差 引		23,863	25,102

4. 営農指導事業

(単位：千円)

項 目		5 年度	6 年度
収入	賦 課 金	4,994	4,910
	実 費 収 入	746	434
	指導補助金	236	208
	計	5,976	5,552
支出	営農改善費	2,762	2,804
	教育情報費	2,659	2,698
	その他の費用	-	-
	計	5,421	5,502
差 引		555	50

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	5 年度	6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.28	0.18	△0.10
資本経常利益率	2.67	1.73	△0.94
総資産当期純利益率	0.26	0.15	△0.11
資本当期純利益率	2.50	1.49	△1.01

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		5 年度	6 年度	増 減
貯貸率	期 末	36.7	37.5	0.8
	期中平均	37.7	36.7	△1.0
貯証率	期 末	－	－	－
	期中平均	－	－	－

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、％)

項 目		前期末	当期末
《コア資本にかかる基礎項目》			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額		1,170,258	1,172,337
	うち、出資金及び資本準備金の額	429,804	424,449
	うち、再評価積立金の額	－	－
	うち、利益剰余金の額	745,767	751,593
	うち、外部流出予定額（△）	－	－
	うち、上記以外に該当するものの額（△）	5,313	3,705
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		11,967	12,333
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,967	12,333
	うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
	うち、回転出資金の額	－	－
	うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		1,182,226	1,184,670
《コア資本にかかる調整項目》			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		2,697	1,677
	うち、のれんに係るものの額	－	－

項 目		前期末	当期末
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	2,697	1,677
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		-	-
適格引当金不足額		-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-	-
前払年金費用の額		-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額		-	-
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額		-	-
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		2,697	1,677
《自己資本》			
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)		1,179,529	1,182,993
《リスク・アセット等》			
信用リスク・アセットの額の合計額		5,709,295	5,644,295
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計	68,567	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	68,567	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			
勘定間の振替分			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		823,623	
信用リスク・アセット調整額			
フロア調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		6,460,624	5,869,765
《自己資本比率》			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		18.25	20.15

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当J Aは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当J Aが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

(単位：千円又は百万円)

		2023 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	107,221	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	757,603	0	0
	地方公共団体金融機関向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,396,097	1,079,219	43,168
	法人等向け	27,313	7,604	304
	中小企業等向け及び個人向け	28,918	15,898	635
	抵当権付住宅ローン			
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等			
	取立未済手形	36,052	54,078	2,163
	信用保証協会等保証付	2,319,242	230,193	9,207
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	共済約款貸付			

		出資等	104, 538	104, 538	4, 182
		（うち出資等のエクスポージャー）	1, 083, 506	2, 708, 765	108, 350
		（うち重要な出資のエクスポージャー）			
		上記以外	1, 442, 683	1, 442, 683	57, 702
		（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			
		（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）			
		（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			
		（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）			
		（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）			
		（うち上記以外のエクスポージャー）			
		証券化			
		（うち STC 要件適用分）			
		（うち非 STC 要件適用分）			
		再証券化			
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
		（うちルックスルー方式）			
		（うちマンドート方式）			

	(うち蓋然性方式 250%)			
	(うち蓋然性方式 400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入されな かったものの額 (△)			
	上記以外			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
	CVAリスク相当額 ÷ 8%			
	中央清算機関間連エクスポージャー			
合計 (信用リスク・アセットの額)		11,310,337	5,644,295	225,771
オペレーショナル・リスクに対する所要自己 資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リス ク相当額を 8% で除して 得た額	所要自己資 本額		
	a	$b = a \times 4\%$		
	816,325	32,653		
所要自己資本総計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本 額		
	A	$b = a \times 4\%$		
	6,460,625	258,425		

注 1. 「リスク・アセット額」の欄には信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位：千円)

		2024 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	137,213		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	687,458		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け	57,268	11,453	458,145
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,465,078	1,093,015	43,720
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	57,256	38,412	1,536
	（うちトランザクター向け）			
	不動産関連向け	235,380	176,214	7,048
	（うち自己居住用不動産等向け）	235,380	176,214	7,048

		(うち賃貸用不動産向け)			
		(うち事業用不動産関連向け)			
		(うちその他不動産関連向け)			
		(うち ADC 向け)			
		劣後債券及びその他資本性証券等			
		延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	35,279	22,426	897
		自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23,197	17,536	701
		取立未済手形	3,412	682	27
		信用保証協会等による保証付	2,255,679	223,944	8,957
		株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
		株式等	104,537	104,537	4,181
		共済約款貸付			
		上記以外			
		(うち重要な出資のエクスポージャー)			
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,177,501	2,943,753	117,750
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)			

	(うち上記以外のエクスポージャー)	1, 158, 656	1, 158, 656	46, 346
	証券化			
	(うち S T C 要件適用分)			
	(短期 S T C 要件適用分)			
	(うち不良債権証券化適用分)			
	(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	(うちルックスルー方式)			
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式 250%)			
	(うち蓋然性方式 400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
	標準的手法を運用するエクスポージャー計			
	C V A リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
	合計 (信用リスク・アセットの額)	11, 397, 919	5, 790, 634	231, 625
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を 8 % で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a × 4%
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除し て得た額 a		所要自己資本額 b=a × 4%
		832, 162		33, 286
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b=a × 4%
		5, 869, 764		234, 790

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 % で除して得た額	79, 130
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資金の額	66, 572
BI	52, 753
BIC	6, 330

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社 格付投資情報センター(R & I)
株式会社 日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャー
の期末残高

(単位：百万円)

			5 年度				三月以上延滞エクスポージャー	6 年度				延滞エクスポージャー
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農 業		47	47	-	-	-	38	38	-	-	-
	林業・水産業・製造業・鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業		5,309	124	-	-	-	5,651	364	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		-	-	-	-	-	234		-	-	-
	日本政府・地公団体		10	10	-	-	-	9	9	-	-	-
	上記以外		1,034	816	-	-	-	745	719	-	-	-
	法人計		6,400	997	-	-	-	6,677	1,130	-	-	-
	個 人		2,547	2,547	-	-	-	2,502	2,502	-	-	-
	そ の 他		2,363	-	-	-	-	2,363		-	-	-
業種別残高計			11,310	3,544	-	-	-	11,397	3,655	-	-	-
	1 年以下		5,613	216	-	-		4,978	195	-	-	
	1 年超 3 年以下		71	71	-	-		74	74	-	-	
	3 年超 5 年以下		123	123	-	-		164	164	-	-	
	5 年超 7 年以下		151	151	-	-		107	107	-	-	
	7 年超 10 年以下		286	286	-	-		273	273	-	-	
	10 年超		2,635	2,635	-	-		2,798	2,798	-	-	
	期限の定めのないもの		2,431	62	-	-		3,003	44	-	-	
残存期間別残高計			11,310	3,544	-	-		11,397	3,655	-	-	

当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため地域別の区分は省略しております。

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：

百万円)

区 分	5 年度					6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	12.8	12.0	0	12.0	12.0	12.0	12.3	0	12.0	12.3
個別貸倒引当金	10.4	8.6	0	10.4	8.6	8.6	10.0	0	8.6	10.0
合 計	23.2	20.6	0	23.2	20.6	20.6	22.3	0	20.6	22.3

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位

：百万円)

区 分		5 年度						5 年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	10	8	0	10	8		8	10	0	8	10	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	10	8	0	10	8		8	10	-	8	10	
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業・水産業・製造業・ ・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・ 水道業運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	10	8	0	10	8		8	10	0	8	10	
	業種別計	10	8	0	10	8		8	10	0	8	10	

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[2024 年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	137,213		137,213		0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中 央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						

我が国の地方公共団体向け	0	687,458		687,458		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～ 150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～ 150	5,522,346		5,522,346		1,104,470	2
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～ 150						
カバード・ボンド向け	10～ 100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～ 150						
(うち特定貸付債権向け)	20～ 150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～ 100	55,757	16,803	42,847	1,680	38,412	86
(うちトラザクター向け)	45						
不動産関連向け	20～ 150	235,380		234,952		176,214	75
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	235,380		234,952		176,214	75
(うち賃貸用不動産向け)	30～ 150						
(うち事業用不動産関連向け)	70～ 150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100～ 150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～ 150	33,452		15,952		22,426	141
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	17,536		17,536		17,536	100

取立未済手形	20	3,412		3,412		682	20
信用保証協会等による保証付	0～10	2,255,679		2,239,442		223,944	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	104,537		104,537		104,537	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	2,336,158		2,336,158		4,102,410	176
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	1,177,501		177,501		2,943,753	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						

	(うち右記以外の エクスポージャー)	100						
証券化		—						
	(うちSTC要件 適用分)	—						
	(短期STC要件 適用分)	—						
	(うち不良債権証 券化適用分)	—						
	(うちSTC・不良債 権証券化適用対象 外分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみ なし計算が適用される エクスポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象 資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る 経過措置によりリスク ・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)		—						
合計(信用リスク・ア セットの額)		—					5,790,634	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度につ
いては、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																					
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け																						
外国の中央政府及び中央銀行向け																						
国際決済銀行等向け																						
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	687,458													687,458								
外国の中央政府等以外の公共部門向け																						
地方公共団体金融機構向け																						
我が国の政府関係機関向け																						
地方三公社向け																						
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計								
国際開発銀行向け																						
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	5,522,346														5,522,346							
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計							
カバード・ボンド向け																						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。） （うち特定貸付債権向け）																						
	100%		150%		250%		400%		その他		合計											
劣後債権及びその他資本性証券等																						
株式等					104,537											104,537						
	45%		75%		100%		その他		合計													
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトランザクター向け）	42,847															42,847						
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け																						
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け																						
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計									
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																						
	60%		その他		合計																	
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																						
	100%		150%		その他		合計															
不動産関連向け うちADC向け																						
	50%		100%		150%		その他		合計													
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	15,952																					15,952
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17,536																					17,536
	0%		10%		20%		100%		その他		合計											
現金	137,213																					137,213
取立未済手形	3,412																					3,412
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2,239,442																					2,239,442
共済約款貸付																						

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト 1250%を適用する残高

(単位：

百万円)

		5 年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	－	－	－
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	230	230
	リスク・ウェイト 20%	956	124	1,080
	リスク・ウェイト 35%	－	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－	－
	リスク・ウェイト 75%	－	16	16
	リスク・ウェイト 100%	－	1,395	1,395
	リスク・ウェイト 150%	－	54	54
	リスク・ウェイト 250%	－	2,709	2,709
	その他	－	－	－
	リスク・ウェイト 1250%	－	－	－
計		956	4,688	5,644

- 注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内
訳表 単位（千円）

リスク・ウェイト 区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用 前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バラン ス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目		
40%未満	8,633,233			8,589,873
40%～70%	1,502			1,502
75%	246,036	15,972	10	247,160
80%				
85%	21,368			19,958
90%～100%	31,262			29,621
105%～130%				
150%	14,443			14,443
250%				
400%	104,537			104,537
1250%				
その他	209	830	10	282
合計	9,052,594	16,803	10	9,007,380

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国

際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について被保証債権のリスク・ウェイトに代えて保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	5 年度		
	適格金融 資産担保	適格 保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け			
中小企業等向け及び個人向け	5,791		
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け		-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	5,791	-	-

注 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化しその一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	2024 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び 保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	28,965	－	－
自己居住用不動産等向け	428	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	17,501	－	－
合計	46,894	－	－

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等について、系統および系統外出資では、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	5 年度		6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
その他の出資 (外部出資)	1,064,016	1,064,016	918,016	918,016
合 計	1,064,016	1,064,016	918,016	918,016

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

5 年度			6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	146

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制の下で他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減に方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、次月でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の手法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年（1日/365日）です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◆ $\angle$ EVE および $\angle$ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示広告に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVE および $\angle$ NII と大きく異なる点特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
		$\angle$ EVE		$\angle$ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	0	0	2	4
2	下方パラレルシフト	0	0	1	1
3	スティープ化	23	35		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	18	25		
7	最大値	23	35	2	4
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	1,180		1,182	

- ・「 $\angle$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\angle$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	21,924 千円	-千円

（注1）対象役員は、理事8名、監事3名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には使用人兼務役員2名の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、平均報酬月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において対象職員等に該当するものはおりませんでした。

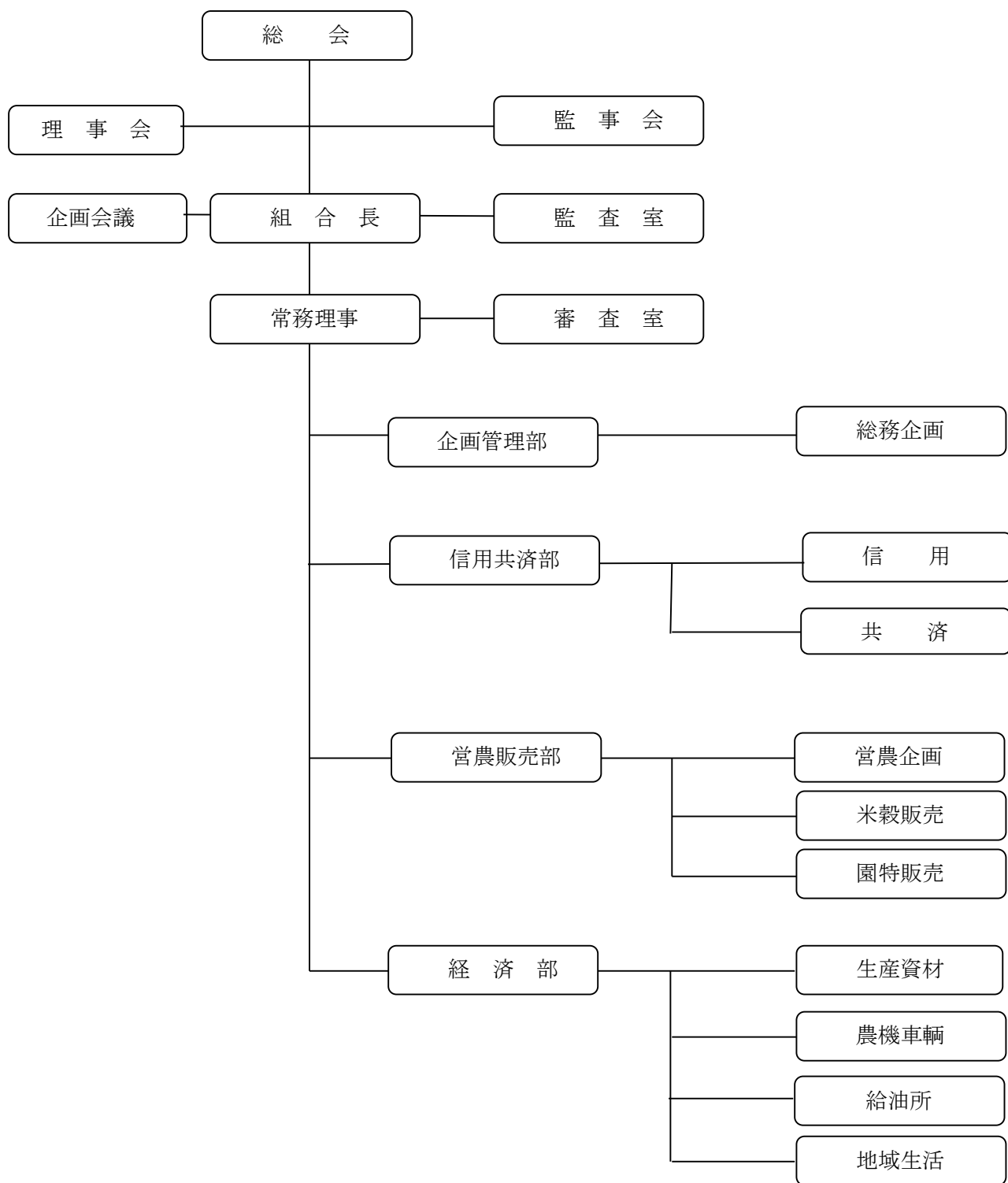
3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 組織機構図

(令和7年7月現在)



2. 役員構成【理事8名、監事3名】

(令和7年7月1日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	五十嵐 良弥	副組合長	佐藤 比呂ム
理事	高橋 武	理事	佐藤 良
理事	佐藤 俊一	理事	五十嵐 真理
常務理事	佐藤 久則	理事信用共済部長	菅原 亮
代表監事	伊藤 菊雄	監事	佐藤 ひとみ
員外監事	藤原 裕		

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区分	5年度末	6年度末	増減
正組合員	703	686	△17
個人	698	680	△18
法人（農事組合法人）	5	6	1
准組合員	850	865	15
個人	812	830	18
農事組合法人	1	1	0
その他団体	37	34	△3
合 計	1,553	1,551	△2

4. 組合員組織の状況

(単位：名)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J Aそでうら青年部	20	あさつき部会	36
J Aそでうら女性部	70	野菜部会	105
J Aそでうらフレッシュミセス	14	果樹部会	44
袖浦生産組合長会	6	花き部会	53
袖浦育苗組合	90	袖浦青申会	80
袖浦CE利用組合	90	袖浦年金友の会	71
袖浦園芸部会連絡協議会	全部会員	袖浦無人ヘリ利用組合	120
メロン部会	97	いちご畑直売組合	71
いちご部会	45	袖浦認定農業者会	53
アスパラガス部会	27		

5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

(令和7年7月1日現在)

6. 地区一覧

山形県酒田市

7. 沿革・あゆみ

年 月 日	事 項
昭和23年3月21日	袖浦村農業協同組合設立総会
昭和23年6月5日	袖浦村農業協同組合設立認可
昭和30年7月6日	農協婦人部結成
昭和31年1月26日	農協青年部結成
昭和31年4月26日	名称を酒田市袖浦農業協同組合に改める
昭和40年7月7日	宮野浦支店が完成し業務開始
昭和53年11月8日	信用事業オンライン化スタート
昭和55年6月1日	年金友の会設立
昭和56年12月7日	宮野浦支店を緑ヶ丘1丁目に移転し業務開始
昭和60年8月1日	ATMを旧Aコープそでうら店に新設し稼動開始
平成2年7月1日	ATMを本所・旧Aコープ錦町店に新設し稼動開始

平成 13 年 12 月 1 日	A コープ錦町店の A T M を現在店舗（古川）へ移転し稼働開始
平成 16 年 4 月 1 日	A T M を宮野浦支店に新設移転し稼働開始
平成 16 年 6 月 30 日	A T M 旧 A コープそでうら店を廃止
平成 17 年 5 月 6 日	J A S T E M システム稼働開始
平成 22 年 5 月 6 日	新 J A S T E M システム稼働開始
平成 28 年 1 月 4 日	農事組合法人 そでうらファーム設立登記
平成 30 年 10 月 13 日	宮野浦支店 A T M を硬貨対応のものに更新
平成 31 年 3 月 8 日	宮野浦支店閉店し、信用業務は本所に統合
令和 2 年 7 月 11・12 日	本所・A コープ錦町店 A T M を更新

8. A T M 配置箇所のご案内

（令和 5 年 7 月現在）

店舗	住所	電話番号	A T M 稼働状況
本 所	酒田市坂野辺新田字葉萱 112	0234-92-4750	1 台
A コープ錦町店（店舗外）	酒田市坂野辺新田字古川 18-1	〃	1 台
宮野浦（店舗外）	酒田市緑ヶ丘 1 丁目 3-7	〃	1 台

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

サービス一覧表

種 類	内 容
内国為替サービス	全国のどこの金融機関にも、お振込、ご送金、手形、小切手などのお取立てを行っております。
キャッシュサービス	J A キャッシュカードがあれば、全国の信連・農林中金をはじめ、都銀・地銀などの金融機関の ATM・CD により現金のお引きだし、残高照会のご利用がいただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金など、お客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気料・電話料・NHK 放送受信料等は、普通貯金口座より、自動的にお支払いいたします。
クレジットサービス	お買い物・ご旅行などに際しては、お客様のサインひとつでご利用いただけます。